

Japan Corporate / M&A Newsletter

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

2008年6月5日

金融商品取引法における組織再編成の開示と会社分割

昨年9月30日より施行された金融商品取引法（以下、「金商法」という。）は、一定の組織再編成が行われる場合に有価証券届出書の提出を義務付けている。この結果、いわゆる上場会社が会社分割を行う際に、新設会社又は承継会社が有価証券届出書を提出しなければならない場合が生ずることとなった。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所のパートナー弁護士である十市 崇（takashi.toichi@amt-law.com）までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

金商法においては、一定の合併、会社分割、株式交換又は株式移転が「組織再編成」と定義されるとともに、組織再編対象会社（吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、株式交換完全子会社及び株式移転完全子会社がこれに該当する。）が発行者である株券等の所有者が原則として50名以上である場合には、組織再編成における株式の発行又は交付が「有価証券の募集」又は「有価証券の売出し」に該当し、組織再編成にあたって、有価証券届出書の提出が必要となることがある。なお、上記要件に該当する場合でも、①(i)組織再編対象会社が発行者である株券等に関して開示が行われている場合に該当しない場合、若しくは(ii)組織再編成に係る新たに発行される有価証券若しくは組織再編成交付手続に係る既に発行された有価証券に関して開示が行われている場合、又は②当該募集又は売出しを開始する日前1年以内に行われた募集又は売出しと発行価額又は売出価額の総額の合計が1億円未満である場合には、有価証券届出書の提出は不要とされている。

上場会社が分割会社となって会社分割を行う場合のうち、(a)新設分割については、組織再編対象会社である分割会社において開示が行われている一方、新設会社は分割に際して株式を発行しなければならず、開示は行われていないことから、上記②の例外の要件を充足しない限り、新設会社による有価証券届出書の提出が必要となる。また、(b)吸収分割については、承継会社において開示が行われていれば新たに有価証券届出書の提出は必要ではないが、開示が行われていない場合には、同様に上記②の例外の要件を充足しない限り、有価証券届出書の提出が必要となり得る。但し、吸収分割の場合で株式を対価としない場合、即ち無対価又は現金等を対価とする場合には、有価証券届出書の提出は不要である。

新設会社又は承継会社が一度有価証券届出書を提出すると、免除承認を受けない限り、有価証券報告書の提出義務も生じ、実務上の負担は重いことから、上場会社が分割会社となって新たに会社分割を行う場合には、有価証券届出書の提出の要否についても念頭に置いた上で、注意深く取引のストラクチャーを検討することが必要であろう。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

Corporate / M&A Newsletter 担当

増田健一、渡邊剛、江崎滋恒、近藤純一、小舘浩樹、檀柔正、山神理、十市崇（本号担当）

〒106-6036

東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー

<http://www.andersonmoritomotsune.com/>

本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ctg-newsletter@amt-law.com まで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。